般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2023 年春季 5 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次 〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31 TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

追い風

加藤 直樹

新聞・テレビしかご覧にならない方は、ご存じないかも知れませんが、2 月 2 日、京都大学の福島 雅典名誉教授が「新型コロナワクチンの詳細な安全性に関する臨床試験の全データ、及び臨床試 験で生じた有害事象の全データ」と「国と製薬企業の結んだ新型コロナワクチン購入契約書」の 行政文書開示請求を行いました。要するに国や厚生労働省、マスコミも含めて、現代医療の闇の 部分、不都合な真実を隠蔽しているということです。それが少しずつではありますが、そのこと に氣づいた医師たちや一部の報道機関、週刊誌等が暴き始めたということです。そのことによっ て、現代医療の闇の部分が明らかになり、本来あるべき姿である「医は仁術」の姿に戻りつつある ということです。悲しいかな現代医療は「医は算術」に成り下がっていますからね!「算術」から 「仁術」に変わる時、正しい医療、本来あるべき医療に変わる時、私たちあ・は・きの技術が必ず 必要になります。西洋医療と東洋医療の二本立ての理想の医療体型が誕生するはずです。私は、 そう信じています。話は変わりますが、WBCはご覧になっていましたか?侍ジャパン、優勝おめで とうございます!信じられないような試合の数々でした。中でも準決勝のメキシコ戦の村上宗隆 選手のサヨナラヒット、感動的でしたね!栗山英樹監督が村上選手を信じ抜いた結果ではないで しょうか!何が言いたいかと言うと、信じなければ、ことは成さな<mark>いという</mark>ことです。私たちも 信じましょう!現代医療が、西洋医療と東洋医療の二本立てになることを信じ抜きましょう!西 洋医療だけが給付されて、東洋医療が給付されないの<mark>はお</mark>かしいことなんです!世間では春<mark>一番</mark> も吹きました!現在の医療の流れは、必ずや<mark>私た</mark>ちの追い風になるはずです。



療養費申請のツボ



●「施術所・患家以外での施術」問題の報告

前号でご紹介させていただきました「施術所・患家以外での施術」の報告をさせていただきます。12月1日に保険者を訪問しました。保険者に当該患者の事情を再度説明し、特段の配慮をお願いしてまいりました。保険者は、当該患者の事情を直接問い合わせしてから回答させていただきますとのことで、回答待ちの状態でした。当該患者へ問い合わせると保険者からの照会はあったようですが、その後、連絡はないようです。連絡があり次第ご報告させていただきます。

●申請書の往療カレンダーの◎と○について

これも先月号でご紹介した事案です。保険者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合です。結論から言いますと、往療カレンダーは、そのまま©と〇のままで結構ですが、摘要欄に〇の日も往療をしていることを書いてくださいとのことでした。往療しているが、別の人から往療料を請求している場合、例)〇日、〇日、〇日は、往療をしています。と書いてください。今のところ兵庫県後期高齢者医療広域連合の申請書のみ、このように対応してください。よろしくお願いいたします。

●伊丹市の医療助成について

伊丹市の医療助成で一部負担金・請求額相違で返戻がありました。伊丹市以外の医療助成では、本体の申請書と同じように医療費総額から請求金額を引いた一部負担金を記入して通っていたのですが、伊丹市の医療助成だけは一部負担金に関して、患者さんにいただいた額(医療費総額×負担割合の四捨五入した金額)を書いて、請求金額も医療費総額からその額を引いた額を書いてくださいとのことでした。県の医療課に保険者によって、処理の仕方が異なるのは非常に困ることを訴えましたが、医療助成に関しては、各市町村の判断になるとのことでした。これも厚労省が、電療料を34円にしたことと患者さんからいただく金額が四捨五入で、申請書に記入する請求金額が切り捨てという二重処理によるものです。いい加減にしろという感じです。ところがその後県の医療課から連絡があり、今後は、兵庫県下で統一することになり、本体の一部負担金の額を書くようになりました。間違えないようにしてください。よろしくお願いいたします。

●西宮市の医療助成について

これも医療助成についてのことですが、西宮市の医療助成は、予め登録番号を取得しておかなければならないようです。西宮市の医療助成が発生した場合は、登録番号の取得をお忘れないように注意してください。よろしくお願いいたします。

●療養費支給申請書の提出前のチェックをお願いいたします。

最近、審査時返戻が増えています。審査時返戻防止のため、申請書の提出前のチェックをお願いいたします。記入漏れはないか・金額に間違いはないか・カレンダーの〇はずれていないか等、これまでお願いした内容を思い出してチェックしてください。ご協力お願いいたします。

●「同意書」から「診断書」へ

最近、保険者からのアンケートと称した医師照会が増えています。そして、この医師照会というのが、ひっかけ問題のような照会になっていて、同意書を書いた理由を尋ねて来るのですが、回答は、①患者から同意書の交付を求められたため、②慢性病であって医師による適当な治療手段がないため、③その他の中から選ぶようになっています。そして、②の医師による適当な手段がないためを選ばない限り、不支給になるようになっています。多くの医師は、①の患者から交付を求められたためを選択してしまうので、不支給になっています。こういう事が度々繰り返されていますので、保険部会で対策を考えてみました。保険者に対し、「同意書」を提出するから、このような照会をして来るのであるから、今後は全て「診断書」で提出するようにしてみてはと言うことになりました。急な変更は難しいかも知れませんが、「同意書」から「診断書」への変更をお考えください。よろしくお願いいたします。

●「療術業」から「施術業」へ

2月10日の鍼灸柔整新聞第1186号の記事の中に、総務省の日本標準産業分類の次期改定で「療術業」か ら「施術業」へ、あはき柔整属する分類名、変更へとありました。現在、総務省が定めている日本標準産 業分類では、あはき師・柔整師は、「療術業」に分類されているようですが、次回改定で「施術業」に変 更されるようです。このことだけをみると「療術業」から「施術業」にレベルアップしているように捉え てしまいますが、中身をよく読んでみると「施術業」に分類はされるのですが、文章の中に「あはきを国 家資格を有して医業類似行為を業とする者」と書かれています。以前は、「医業類似行為をする者」とは 書かれていなかったのですが、改定後は、そのことを明記するつもりです。我々あはきは、「医業類似行 為をする者」ではなく「医業をする者」です。どさくさに紛れて、「医業類似行為をする者」に仕立てよ うとしています。このことは、断じて許すことは出来ません。何らかの抗議をしなければならないと考え ています。記事を掲載しておきますので、読んでおいてください。

2023年(令和5年)2月10日

第 1 1 8 6 号

発行所 (株)日本医療福祉新聞社 編集発行人 岸野雅方 年間購読料 3,600円(年24回発行)

られている事例があること

編集局 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-2-1 梅新21ビル TEL 06-6315-1922 FAX 06-6315-1923 E-mail shinkyu@jusei.gr.jp http://news-shinkyujusei.net/

まで13回の改定が行われて どに用いられている。これ おり、 を産業別に表示する場合な 勢調査等の統計調査の結果 総務省の れがあるなどが変更理由のようで、1年半前から立ち 用すると、 書等において確たる定義のない「療術」を引き続き使 改定で「施術業」に変更される見通しのようだ。公文 師・柔整師が属する「療術業」の分類項目名が、次回 令和5年度内に告示 日本標準産業分類は、国 療術に 上がっている総務省の検討チームが改定素案に盛り込 総務省が定めている日本標準産業分類で、あはき 日本標準産業分類 国家資格者が行う「施術」との混同のおそ 「属する「奇妙な構造」 あ はき柔整属する分類名、変更 設置し、 | 和3年春から「産業分類改 議論では、 検討・審議を進めている。 定研究会」に検討チームを 整師の施術所」と、 14回目となる今回の改定 全業種にわたって いう。 く が検討チームに提出すると き・柔整の場合は厚労省) 業」に変更するという意 する者の事業所」を包括す ラクティックも含む) は た理由としては、 業」へ変更することを求め 見・提案が出された。 る分類名「療術業」 による医業類似行為を業と 療法や光熱療法(カイロプ 伴う意見は基本的に業界内 類、835)を、 から出された要望だとい 総務省によると、 それを担当省庁 を 「施術 (小分 (あは 「施術

■現行の産業分類と改定素案の比較(太字が変更箇所)

現行 医療業 中分類 83 医療業 療術業 小分類835 あん摩マッサージ指圧師・はり師・ あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師・柔道整復師の施術所 きゅう師・柔道整復師の施術所 にゆつ即・朱垣登後即の加州が あん摩マッサージ指圧師、はり い、きゅう師及び柔道整復師がも 業務を行う事業所をいう。これ 指圧師、はり師、きゅう師及び柔道 6の者が出張のみによってその業 8を行う場合も含む。 まない。これ 方。これらの者が出張のみによって その業務を行う場合も含む。 細分類 即、 きゅう即及び条道整復即かて の業務を行う事業所をいう。これ らの者が出張のみによってその業 務を行う場合も含む。 8351 温熱療法、光熱療法、電気療法、 温熱療法、光熱療法、電気療法、 刺激療法などの医業類似行為を業 刺激療法などによる医業類似行為を とする者がその業務を行う事業所 をいう。これらの者が出張のみに よってその業務を行う場合も含む。 よってその業務を行う場合も含む。 細分類 8359

「主な改正理由】「療術」を小分類項目名において継続すると、あはき師及び柔整師が 行う「施術」との混同のおそれがあるため、「療術業」を「施術業」に変更。

えることがふさわしい」と 布している施術業に置き換 業とする者である」との追 う本来の優位性を国民に再 る上、有資格者であるとい 変われば、現行の小分類 表参照) としてまとめられ にかけられ、改定素案(別ームの会議で、何度か議題 するような一文が加えられ 格を有して医業類似行為を 認識させることになるだろ に項目名称が「施術業」 た。令和5年度中には告示 令和4年5月以降の検討チ 記が改定素案では見られ、 が行われ、改定内容が決ま た点については見過ごされ 「奇妙な構造」 「あはき師・柔整師の施術 療術業」 このまま改定素案の通り ただ、新たに「国家資 が属しているという の中に細分類 が解消され

活動報告

厚労省交渉

2023 年 2 月 20 日、全国中小業者団体連絡会省庁交渉で厚労省交渉がオンラインで行われました。西宮民主商工会山田平会長、共済会藤岡東洋雄理事長連名で加藤勝信厚生労働大臣に請願しました。

- 1. 国民健康保険・各種健康保険で早急に現物給付を実施すること
- 2. 鍼・灸・按摩・マッサージ・指圧治療に同意書・診断書の添付、病名の制限、現代西洋医療との併給禁止、療養費申請書の署名などは即時廃止すること
- 3. 新たに出された「施術管理者」なる仕組みは鍼・灸・マッサージの保険治療を今後消滅させるものとなります。即時禁止すること
- 4. 鍼師・灸師の養成制度3年を早急に4年制度とし、実施2年度に6年制にすること

以上を、昨年11月7日の厚労交渉に続き請願しました。

日本のすべての人は自らが持っている健康保険証で鍼・灸・マッサージ・指圧治療を窓口負担だけでお金に 心配なく受けること (現物給付) を各健康保険法で厳しく保証されています。

ところが、厚生省は昭和 25 年 1 月から国民に服従義務の全く無い通知・通達でさも有効な法律のごときを装って従わせ、国民の鍼・灸・(按摩・マッサージ・指圧) の受診の権利と法益を見事に侵害しています。 各健康保険法に適合していない行政を 73 年もの長きにわたり続けています。

法 87 条での「療養費を支給」の適用だとしていますが、現在の社会保険医療においては、厳正な「現物給付」方式としているとなっています。

健康保険法第一条「その法律は・・・疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して<u>保険給付</u>を行い、もっと国 民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」となっています。

加藤勝信現厚生労働大臣も「保険料を納めている人が保険診療(現物給付)を続けるのは当然であり前提だ」と明言しています。

実際に戦前から戦後の昭和25年1月まで鍼・灸・按摩・マッサージは現物給付されていました。法87条など持ち出す理由は何もありません。皆の力で早期に現物給付を実現しましょう。

藤岡 東洋雄

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。 japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^0^;)



会の活動・広報部へのご要望、アイ ディアは随時受け付けております。 事務所へご連絡ください。

編集後記

コロナもありますが社会はウイズコロナということで正常化してまいりました。WBC にあやかって 我々ももりもり頑張りましょう!